# 予防接種に関する情報提供について

# 予防接種に関する情報提供の現状について(1)

## 現状について

- 予防接種法においては、
- 〇予防接種法では、国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとされている。

#### 予防接種法第19条第1項

国は、国民が正しい理解の下に予防接種が受けられるよう、予防接種に関する知識の普及を図るものとする。

〇予防接種法施行令では、市町村長は、予防接種の実施について、公告を行う他、被接種者等に対し、接種期間や注意事項等について周知するものとされている。

#### 予防接種法施行令第6条

市町村長は、法第3条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

〇予防接種実施規則では、あらかじめ被接種者等に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

#### 予防接種実施規則第5条の2

予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得られるよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

#### 予防接種法実施規則第7条

予防接種を行うに当たつては、被接種者又はその保護者に対して、次の項を知らせなければならない。

- 一 高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- 二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項

等により実施されている。

# 予防接種に関する情報提供の現状について(2)

## 予防接種法に基づく定期接種に関する情報提供

## 【定期(一類疾病及びインフルエンザ)の予防接種実施要領】

- ①予防接種の概要、予防接種の効果及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図る。
- ②予防接種の対象者の保護者に対して、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を周知すること。
- ③保護者に対する周知を行う際は、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知する。
- ④予防接種の対象者に外国籍の児が増えていることから、英文等による周知等に努める。
- ⑤一類疾病に係る定期の予防接種を行う際の周知方法については、やむ得ない事情が ある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努める。

# 予防接種に関する情報提供の現状について(3)

新型インフルエンザワクチン接種に関する情報提供

【新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱】

新型インフルエンザワクチンの安全性や有効性、ワクチンの接種スケジュール、接種場所、必要な書類、接種費用などの接種に必要な情報を国民等に幅広く周知する。

- ①国は、ワクチン接種に係るデータの収集、分析を行うなど十分に安全性や有効性の確保に努めるとともに、その安全性や有効性に関する知見等について、各種の広報媒体を活用して積極的かつ迅速に周知する。また、接種事業の趣旨や内容等について周知する。さらに、最新の知見等を踏まえたワクチン接種に係るQ&Aの作成や地方自治体が活用できるパンフレット案の提示など、地方自治体の情報提供を積極的に支援する。
- ②都道府県等は、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、地方自治体ごとの具体的な接種スケジュールや受託医療機関のリスト、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報について、住民に対して周知する。
- ③市町村は、市町村は、受託医療機関のリストや市町村における負担軽減措置の内容等について、都道府県に提供するとともに、都道府県と連携しながら、広報誌やホームページ等を活用して、接種が受けられる時期、受託医療機関のリスト等について、住民に対して周知する。

# 予防接種に関する情報提供の現状について(4)

## 具体的取り組み内容(1)

## 【国(厚生労働省・文部科学省)の取り組み】

ホームページでの情報提供、Q&A作成、啓発資料、ポスター作成、政府公報等を実施





# 予防接種に関する情報提供の現状について(5)

## 具体的取り組み内容(2)



# 予防接種に関する情報提供の現状について(6)

# 具体的取り組み内容(3)

# 【母子健康手帳】

#### 予防接種の記録

Immunization Record

# BCG 接種年月日 Y/M/D (年 前) Lot. No. Physician Remarks

	ジフテリア・百日せき・破傷風							
	Diphtheria Pertussis Tetanus							
	期	ワクチンの種類	接種年月日 Y/M/D	メーカー/ロット Manufacturer/	接種者署名	備考		
24	PVI	Vaccine	(年齢)	Lot. No.	Physician	Remarks		
第	1							
期初回	2							
	3							
第追	1期加							
O薬	○薬剤などのアレルギー記入欄							

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
ポリオ (Oral polio				
Vaccine)				

麻しん (はしか) Measles	第1期		
・ 風しん Rubella	第2期		

			日本脳多	ŧ	
			Japanese Ence	phalitis	
時	期	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
第 1 世	1				
期初回	2				
第追	期加				

### その他の予防接種

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備 考 Remarks
Vaccine	(牛酮)	LOC NO.	Physician	Remarks

# 予防接種に関する情報提供の現状について(7)

## 具体的取り組み内容(3)

#### 予防接種

感染症から子ども(自分の子どもはもちろん、まわりの子どもたちも)を守 るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を 守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。

#### ◎予防接種を受ける時期

は予防効果と安全性の面から、それぞれの予防接種を受けることが推奨されて いる時期です。この時期の早い段階で予防接種を受けるよう心がけましょう。 なお、受け損ねた場合は次回の適切な時期に受けられるよう、市区町村の役場 や保健所、市町村保健センター、かかりつけ医に問い合わせてください。

#### ◎予防接種を受ける前に

予防接種はからだの調子の良いときに受けましょう。心配のあるときは、市 区町村役場や保健所、市町村保健センターの担当者やかかりつけの医師に相談 してください。また予防接種に関する広報等は、よく読んでおきましょう。

#### ◎予防接種を受ける時に

予防接種を受けに出かける前に、体温を計ってください。

あらかじめ配布された予診票の注意事項をよく読み、予診票に正確に記入して、

この手帳とともに持って行きましょう。

これは予防接種をしてもよいかどうかを判断するのに重要です。なにか気にな るときは、よく医師に相談してください。

また子どもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

#### ◎からだに異常がある場合には、予防接種を受けられないことがあります

からだに異常があると、予防接種を受けたために病気が悪化したり、副反応 が強くなることがありますので、このような場合には予防接種を受けることが できません。

- 熱がある、あるいは急性の病気にかかっている。
- 予防接種を受ける時期は表のようになっています。表中の「望ましい時期」 2. これから受けようとする予防接種と同じ予防接種で、過去に異常を生 じたことがある

その他にも予防接種を受けるのに不適切な場合もありますし、逆に病気があ っても受けた方がよい場合もありますから、その子の健康状態をよく知ってい る医師(主治医)に相談してください。

#### ◎予防接種を受けた後に

予防接種を受けたあと30分間は、医療機関等で様子をみるか、医師とすぐ に連絡をとれるようにしておきましょう。入浴は差し支えありませんが、わざ と注射した部分をこすることはやめましょう。接種当日は、はげしい運動はさ けましょう。万一高い熱が出たり、ひきつけを起こすなど異常が認められれば、 すぐに医師の診察を受けてください。

#### ◎指定された日時に受けられなかった場合

予防接種には、何回かにわたって受けなければならないものもあります。指 よう。

#### ◎予防接種を受ける時期:次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		
BCG	生後6か月未満(1回)	生後3~6か月
ポリオ	生後3~90か月未満	生後3~18か
	4 1日以上の間隔をおいて2回	月
ジフテリア・	1 期初回:生後3~90か月未満	生後3~12か
百日せき・	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを2	月
破傷風	0日~56日間隔で3回	
	1 期追加:生後3~90か月未満	初回接種終了後
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを 1	12~18か月
	期初回終了後、6か月以上の間隔をおいて1回	後
	2期:11歳、12歳	11歳
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回	
麻しん (はしか)	1期:生後12~24か月未満	\
・風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回、又は乾	\
	燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチ	
	ンを各1回 ※1)	
	2期:5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達す	\
	る日の1年前の日から当該始期に達する日の前日まで	\
	の間	\
	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回、又は乾	\
	燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチ	\
	ンを各1回	\
日本脳炎 ※2)	1期初回:生後6~90か月未満	3歳
	6日~28日間隔で2回	
	1 期追加:生後6~90か月未満	4歳
	1期初回終了後、おおむね1年後に1回	
	2期:9歳~13歳未満(1回)	9歳

※1) 麻しん(はしか)及び風しんの予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受ける

※2)日本脳炎の予防接種は、平成17年5月に予防接種による健康被害が否定できない重 症例が発生したことから、現行のワクチンについては慎重を期すため積極的には勧められて 定日に接種を受けられなかったときには、かかりつけの医師に相談してみまし いません。ただし、日本脳炎が心配、あるいは感染の可能性の高いところなどでは、定期接 種としての予防接種を受けることができます。詳しくはお住まいの市町村の保健所・保健セ ンターにお問い合わせください。

(仟意記載事項)

# 予防接種に関する情報提供の現状について(8)

## 具体的取り組み内容(4)

国立感染症研究所の取り組み(ホームページで情報提供)





# 予防接種に関する情報提供の現状について(9)

## 具体的取り組み内容(5)

その他関係機関の取り組み

財団法人予防接種リサーチセンターにおいて、保護者や従事者等向けの小冊子を作成し、都道府県等を通じて配布している。



